

平成 28 年 8 月 3 日
水管理・国土保全局下水道部

改正下水道法に基づく法定協議会の設置第一号

～下水道事務の広域化による管理の効率化に向けて～

平成 28 年 8 月 5 日に、大阪府内の^{とんだばやしし}富田林市、^{たいしちよう}太子町、^{かなんちよう}河南町、^{ちはやあかさかむら}千早赤阪村の 4 市町村の下水道管理者によって、管理の効率化に向けて下水道事務の広域化を検討するため、全国初の改正下水道法に基づく法定協議会が設置されます。

全国の市町村において、技術職員の減少などにより下水道の管理体制の脆弱化が懸念される中、複数下水道管理者の広域的な連携を推進するため、平成 27 年 5 月に改正された下水道法（第 31 条の 4）において協議会制度が創設されたところです。（別添参照）

このたび、大阪府内の富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村の 4 市町村の下水道管理者によって、管理の効率化に向けて下水道事務の広域化を検討するため、下記の通り全国初の改正下水道法に基づく法定協議会が設置されることになりましたのでお知らせします。

記

1. 日時 平成 28 年 8 月 5 日（金）14 時 00 分～15 時 00 分
2. 場所 富田林市役所庁議室（大阪府富田林市常盤町 1-1）
3. 内容 南河内 4 市町村下水道事務広域化協議会の発足
4. 協議会の構成員 富田林市長、太子町長、河南町長、千早赤阪村長、国土交通省近畿地方整備局、大阪府
5. その他
本協議会は公開・カメラ撮り可能です。
取材をご希望の報道関係者の方は、直接現地までお越しください。

<問い合わせ先>

○水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 事業マネジメント推進室
安永 英治（内線 34243）、二川 卓矢（内線 34236）、菊川 正太郎（内線 34237）
TEL：03-5253-8111（代表） 03-5253-8431（直通） FAX：03-5253-1597